

添付書類【子ども】

- 出生の場合 ⇒ 添付書類なし(異動届のみ提出) ※孫の場合、別途添付書類のご案内をさせて頂く場合があります。
※出生時、マイナンバーの発行が間に合わない場合は、未記入で結構です。後日、確認用の書類をお送りいたします。
- 学生(16歳未満) ⇒ 添付書類なし(異動届・調査票のみ提出) ※養子・養女・連れ子の場合は②③を参照のうえ添付
 学生(16歳以上) ⇒ 学生証【写】 ※養子・養女・連れ子の場合は②③を参照のうえ添付
- ※学生の方も、状況により収入の確認できる書類が必要になる場合があります。
- その他の場合 ⇒ ①収入を確認する書類 ・ ②同別居に応じて必要な書類 ・ ③その他 をご参照ください。
- ※扶養にしたい方の状況によって、別途追加書類が必要になる場合があります。**

①収入を確認する書類	
状況	書類
退職	○退職日を確認できるもの(以下のいずれか1点) ・退職証明書【原本】(発行日が退職日以降のもの) ・健康保険資格喪失証明書【原本】(発行日が退職日以降のもの) ・源泉徴収票【写】 ・雇用保険離職票1・2【写】 ※当健康保険組合の適用事業所を退職した方は提出不要
失業保険受給終了	○失業保険受給終了日を確認できるもの ・雇用保険受給資格者証第1面・第3面【写】 ※第3面には必ず「支給終了」の印字がされているのをご確認ください。
申請時現在も 継続して収入がある	○収入額が確認できるもの(以下該当するものは全て) ・給与収入 ⇒ 直近3ヶ月分の給与明細書【写】または 給与見込み証明書【原本】 ・年金収入 ⇒ 年金振込通知書【写】または 年金額改定通知書【写】(最新のもの) ・自営業収入 ⇒ 確定申告第1表・第2表【写】及び 収支内訳書【写】 ・その他の収入 ⇒ その収入の分かる書類 ※複数の収入がある場合には全ての書類を提出してください。 ※パート収入等、収入が下がったことによる扶養申請の場合は、収入が下がったときから3ヶ月分の給与明細書【写】が必要となります。 ただし、契約変更等で、収入が下がる日付が明確な場合は、雇用契約書【写】や給与見込み証明【原本】にて確認し、認定可能な場合があります。
任意継続被保険者 (本人)である人	・任意継続被保険者資格喪失証明書【原本】 ※被扶養者として加入していた場合は不要
その他無収入	○無職又は収入のないことが確認できる書類 ・課税(非課税)証明書(市区町村発行) または 所得証明書(市区町村発行) ※前年度に収入のあった方は、退職日のわかるものをご提出いただく場合があります。 ・自営業を営んでいた方 ⇒ 廃業証明書【原本】 ・無職無収入の理由が病気による方 ⇒ 診断書【写】も一緒に添付

②同別居に応じて必要な書類	
状況	書類
同居	○同居が確認できるもの(連れ子(配偶者の子どもで未入籍の子ども)の場合のみ必須) ・住民票【原本】(世帯全員が載っていて、続柄等の省略事項のないもの) ※連れ子(配偶者の子どもで未入籍の子ども)の場合、別居での扶養認定はできません。 ※実子・養子・養女の場合も、状況に応じて同居が確認できるものの提出を求める場合があります
別居	○定期的な送金を確認できるもの(振込人に被保険者、受取人のご家族の名前があるもの) ・ATMの利用明細書(直近3ヵ月)、ネットバンキングの振込画面の印刷(直近3ヵ月) 等 ○対象者の居住地、同居人等が確認できるもの ・住民票【原本】(対象者の属する世帯全員が載っていて、続柄等の省略事項のないもの)

③その他	
状況	書類
養子・養女の場合	・被保険者の戸籍謄本(全部事項証明書)【原本】